



発行 新潟県
号外 5
令和8年3月30日
毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 19 新潟県行政組織規則の一部を改正する規則 (行政改革課)
- 20 新潟県事務委任規則の一部を改正する規則 (行政改革課)
- 21 新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (行政改革課)
- 22 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則 (行政改革課)

訓 令

- 5 新潟県事務決裁規程の一部改正 (行政改革課)
- 6 新潟県現場事務所等設置規程の一部改正 (行政改革課)

規 則

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第19号

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(知事政策局)</p> <p>第6条 知事政策局に次の課、室、センター、係及び班を置く。</p> <p>政策企画課</p> <p>総務企画班 <u>原発関連安全確保・地域活性化推進室</u> 男女平等・共同参画推進室</p> <p>秘書課～国際課 (略)</p>	<p>(知事政策局)</p> <p>第6条 知事政策局に次の課、室、センター、係及び班を置く。</p> <p>政策企画課</p> <p>総務企画班 男女平等・共同参画推進室</p> <p>秘書課～国際課 (略)</p>
<p>(産業労働部)</p> <p>第6条の6 産業労働部に次の課、室、係及び班を置く。</p> <p>産業政策課 (略)</p> <p>地域産業振興課</p> <p>金融係 <u>小規模企業支援係</u> 地場産業・日本酒振興室</p> <p>創業・イノベーション推進課～雇用能力開発課 (略)</p>	<p>(産業労働部)</p> <p>第6条の6 産業労働部に次の課、室、係及び班を置く。</p> <p>産業政策課 (略)</p> <p>地域産業振興課</p> <p>金融係 <u>小規模企業支援班</u> 地場産業・日本酒振興室</p> <p>創業・イノベーション推進課～雇用能力開発課 (略)</p>
<p>(農林水産部)</p> <p>第6条の8 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定するもののほか、林政課に県産材振興室を置き、同室に木材振興係、<u>県産材育成係及び林業普及係</u>を置く。</p>	<p>(農林水産部)</p> <p>第6条の8 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定するもののほか、林政課に県産材振興室を置き、同室に木材振興係<u>及び県産材育成係</u>を置く。</p>
<p>(分掌事務)</p> <p>第9条 前節に規定する課、室及びセンター（課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>知事政策局～福祉保健部 (略)</p> <p>産業労働部</p> <p>産業政策課</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 商工団体の育成指導に関する事項</u></p> <p><u>(6) 小規模企業の振興に関する施策の総合調整に関する事項</u></p> <p><u>(7) 受託中小企業の振興に関する事項</u></p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p>地域産業振興課</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第9条 前節に規定する課、室及びセンター（課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>知事政策局～福祉保健部 (略)</p> <p>産業労働部</p> <p>産業政策課</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p>地域産業振興課</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

(4) 小規模企業の支援に関する事項

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

創業・イノベーション推進課～雇用能力開発課 (略)

観光文化スポーツ部～出納局 (略)

2 (略)

(分掌事務)

第12条 (略)

2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部 (略)

県税部

課税課 (略)

収税課

(1) 県税(利子等、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、地方消費税、新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号)第69条第1項又は第69条の2に規定する方法により払い込まれる自動車税及び核燃料税を除く。)に係る徴収金(以下「県税徴収金」という。)及び過料の収納に関する事項(村上収税課の所管に属する事項を除く。次号から第7号までにおいて同じ。)

(2)～(6) (略)

(7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税に係る徴収金の賦課に関する事項

村上収税課

(1)～(6) (略)

(7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税に係る徴収金の賦課に関する事項

(8) (略)

健康福祉環境部～地域整備部 (略)

3 新潟地域振興局の部及び課の分掌事務は、巻農業振興部、新津地域整備部、新潟港湾事務所及び津川地区振興事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部 (略)

県税部

庶務課～間税課 (略)

収税第1課

(4) 商工団体の育成指導に関する事項

(5) 小規模企業の支援及び総合的な調整に関する事項

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) 下請中小企業の振興に関する事項

(12) (略)

(13) (略)

創業・イノベーション推進課～雇用能力開発課 (略)

観光文化スポーツ部～出納局 (略)

2 (略)

(分掌事務)

第12条 (略)

2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部 (略)

県税部

課税課 (略)

収税課

(1) 県税(利子等、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、地方消費税、新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号)第69条第1項又は第69条の2に規定する方法により払い込まれる自動車税の種別割、核燃料税並びに同条例第58条第1項に規定する方法により納付される自動車税の環境性能割を除く。)に係る徴収金(以下「県税徴収金」という。)及び過料の収納に関する事項(村上収税課の所管に属する事項を除く。次号から第7号までにおいて同じ。)

(2)～(6) (略)

(7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税の種別割に係る徴収金の賦課に関する事項

村上収税課

(1)～(6) (略)

(7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税の種別割に係る徴収金の賦課に関する事項

(8) (略)

健康福祉環境部～地域整備部 (略)

3 新潟地域振興局の部及び課の分掌事務は、巻農業振興部、新津地域整備部、新潟港湾事務所及び津川地区振興事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部 (略)

県税部

庶務課～間税課 (略)

収税第1課

(1) 県税徴収金及び過料の収納に関する事項（新津収税課、三条収税課及び佐渡収税課の所管に属する事項を除く。次号から第5号までにおいて同じ。）

(2) 県税徴収金及び過料の滞納処分に関する事項

(3) 県税徴収金の徴収の嘱託に関する事項

(4) 個人県民税に係る徴収金の賦課に関する事項

(5) 納税貯蓄組合に関する事項

収税第2課

(1) 県税徴収金及び過料の収納（大口滞納及び特殊滞納に係る収納その他収納が困難なものを除く。）に関する事項（新津収税課、三条収税課及び佐渡収税課の所管に属する事項を除く。次号及び第3号において同じ。）

(2) 県税徴収金及び過料の滞納処分（大口滞納及び特殊滞納に係る滞納処分その他滞納処分が困難なものを除く。）に関する事項

(3) (略)

収税第3課

(1) 県税徴収金及び過料の収納（大口滞納及び特殊滞納に係る収納その他収納が困難なものを除く。）に関する事項（新津収税課、三条収税課及び佐渡収税課の所管に属する事項を除く。次号から第6号までにおいて同じ。）

(2) 県税徴収金及び過料の滞納処分（大口滞納及び特殊滞納に係る滞納処分その他滞納処分が困難なものを除く。）に関する事項

(3) 県税徴収金の徴収の嘱託に関する事項

(4) 県税徴収金及び過料の還付及び充当に関する事項

(5) 納税証明書及びこれに係る手数料の徴収に関する事項

(6) 普通徴収による自動車税に係る徴収金の賦課に関する事項

新津収税課～佐渡収税課 (略)

健康福祉部～地域整備部 (略)

4 (略)

5 長岡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務（与板及び小千谷の各維持管理事務所の分掌事務を除く。）は、次のとおりとする。

企画振興部

(1)～(10) (略)

(1) 県税徴収金及び過料の収納に関する事項（大口滞納及び特殊滞納に係る収納その他収納が困難なもの並びに新津収税課、三条収税課及び佐渡収税課の所管に属する事項を除く。）

(2) 県税徴収金及び過料の還付及び充当に関する事項（新津収税課、三条収税課及び佐渡収税課の所管に属する事項を除く。次号及び第4号において同じ。）

(3) 納税証明書及びこれに係る手数料の徴収に関する事項

(4) 普通徴収による自動車税の種別割に係る徴収金の賦課に関する事項

収税第2課

(1) 県税徴収金及び過料の収納に関する事項（新津収税課、三条収税課及び佐渡収税課の所管に属する事項を除く。次号から第4号までにおいて同じ。）

(2) 県税徴収金及び過料の滞納処分に関する事項

(3) (略)

(4) 個人県民税に係る徴収金の賦課に関する事項

収税第3課

(1) 県税徴収金及び過料の収納に関する事項（大口滞納及び特殊滞納に係る滞納処分その他収納が困難なもの並びに新津収税課、三条収税課及び佐渡収税課の所管に属する事項を除く。）

(2) 県税徴収金及び過料の滞納処分に関する事項（大口滞納及び特殊滞納に係る収納その他滞納処分が困難なもの並びに新津収税課、三条収税課及び佐渡収税課の所管に属する事項を除く。）

(3) 県税徴収金の徴収の嘱託に関する事項（新津収税課、三条収税課及び佐渡収税課の所管に属する事項を除く。次号において同じ。）

(4) 納税貯蓄組合に関する事項

新津収税課～佐渡収税課 (略)

健康福祉部～地域整備部 (略)

4 (略)

5 長岡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務（与板及び小千谷の各維持管理事務所の分掌事務を除く。）は、次のとおりとする。

企画振興部

(1)～(10) (略)

<p style="text-align: center;">県民サービスセンター</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">県税部</p> <p style="text-align: center;">課税課 (略)</p> <p style="text-align: center;">収税課</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税に係る徴収金の賦課に関する事項</p> <p style="text-align: center;">柏崎収税課 (略)</p> <p style="text-align: center;">健康福祉環境部～地域整備部 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 南魚沼地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">企画振興部 (略)</p> <p style="text-align: center;">県税部</p> <p style="text-align: center;">課税課 (略)</p> <p style="text-align: center;">収税課</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税に係る徴収金の賦課に関する事項</p> <p style="text-align: center;">十日町収税課 (略)</p> <p style="text-align: center;">健康福祉環境部～地域整備部 (略)</p> <p>8・9 (略)</p> <p>10 上越地域振興局の部、センター及び課の分掌事務(上越東農林事務所及び上越東維持管理事務所の分掌事務を除く。)は、妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所に係るものを除き、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">企画振興部 (略)</p> <p style="text-align: center;">県税部</p> <p style="text-align: center;">課税課 (略)</p> <p style="text-align: center;">収税課</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税に係る徴収金の賦課に関する事項</p> <p style="text-align: center;">糸魚川収税課 (略)</p> <p style="text-align: center;">健康福祉環境部～地域整備部 (略)</p> <p>11～26 (略)</p> <p style="text-align: center;">(分掌事務)</p> <p>第92条 保健環境科学研究所の課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">総務課 (略)</p> <p style="text-align: center;">調査研究室</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 水質汚濁、<u>土壌汚染</u>及び地盤沈下の測定分析に関する事項</p> <p>(8) 水道水等の水質試験に関する事項</p>	<p style="text-align: center;">県民サービスセンター</p> <p>(1) <u>海外渡航に関する事項</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">県税部</p> <p style="text-align: center;">課税課 (略)</p> <p style="text-align: center;">収税課</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税の<u>種別割</u>に係る徴収金の賦課に関する事項</p> <p style="text-align: center;">柏崎収税課 (略)</p> <p style="text-align: center;">健康福祉環境部～地域整備部 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 南魚沼地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">企画振興部 (略)</p> <p style="text-align: center;">県税部</p> <p style="text-align: center;">課税課 (略)</p> <p style="text-align: center;">収税課</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税の<u>種別割</u>に係る徴収金の賦課に関する事項</p> <p style="text-align: center;">十日町収税課 (略)</p> <p style="text-align: center;">健康福祉環境部～地域整備部 (略)</p> <p>8・9 (略)</p> <p>10 上越地域振興局の部、センター及び課の分掌事務(上越東農林事務所及び上越東維持管理事務所の分掌事務を除く。)は、妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所に係るものを除き、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">企画振興部 (略)</p> <p style="text-align: center;">県税部</p> <p style="text-align: center;">課税課 (略)</p> <p style="text-align: center;">収税課</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税の<u>種別割</u>に係る徴収金の賦課に関する事項</p> <p style="text-align: center;">糸魚川収税課 (略)</p> <p style="text-align: center;">健康福祉環境部～地域整備部 (略)</p> <p>11～26 (略)</p> <p style="text-align: center;">(分掌事務)</p> <p>第92条 保健環境科学研究所の課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">総務課 (略)</p> <p style="text-align: center;">調査研究室</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 水質汚濁及び地盤沈下の測定分析に関する事項</p> <p>(8) <u>温泉分析</u>及び水道水等の水質試験に関する事項</p>
--	---

<p>(9)～(12) (略)</p> <p>(課長代理等)</p> <p>第211条 各地域機関に課長代理を置くことができる。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担任する事務</th> <th>設置規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新潟県公益認定等審議会</td> <td>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）並びに<u>公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）</u>の規定によるこれらの法律の規定によりその権限に属させられた事項の処理</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	名称	担任する事務	設置規定	(略)			新潟県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）並びに <u>公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）</u> の規定によるこれらの法律の規定によりその権限に属させられた事項の処理	(略)	<p>項</p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p>(課長代理等)</p> <p>第211条 各地域機関<u>の課</u>に課長代理を置くことができる。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担任する事務</th> <th>設置規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新潟県公益認定等審議会</td> <td>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）の規定によるこれらの法律の規定によりその権限に属させられた事項の処理</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	名称	担任する事務	設置規定	(略)			新潟県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）の規定によるこれらの法律の規定によりその権限に属させられた事項の処理	(略)
名称	担任する事務	設置規定																	
(略)																			
新潟県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）並びに <u>公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）</u> の規定によるこれらの法律の規定によりその権限に属させられた事項の処理	(略)																	
名称	担任する事務	設置規定																	
(略)																			
新潟県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）の規定によるこれらの法律の規定によりその権限に属させられた事項の処理	(略)																	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第20号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(地域振興局長への委任)</p> <p>第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(129) (略)</p> <p>(130) 土地改良法第18条第19項(同法第84条において準用する場合を含む。)の規定による土地改良区役員の氏名及び住所の公告(設立当時の役員の就任に係るものを除く。)をすること。</p> <p>(131)～(134) (略)</p> <p>(135) 土地改良法第49条第1項(同法第84条において準用する場合を含む。)の規定による応急工事計画の認可をすること。</p> <p>(136)～(142) (略)</p> <p>(142)の2 <u>土地改良法第57条の11第1項(同法第84条において準用する場合を含む。)の規定による連携管理保全計画の認可をすること。</u></p> <p>(142)の3 <u>土地改良法第57条の12第2項(同法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、連携管理保全計画の認可の公告をすること。</u></p> <p>(142)の4 <u>土地改良法第57条の13(同法第84条において準用する場合を含む。)において準用する同法第57条の11第1項の規定による連携管理保全計画の変更の認可をすること。</u></p> <p>(142)の5 <u>土地改良法第57条の13(同法第84条において準用する場合を含む。)において準用する同法第57条の12第2項の規定により、連携管理保全計画の変更の認可の公告をすること。</u></p> <p>(143)～(544) (略)</p> <p>(545) <u>削除</u></p> <p>(546) 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第38条第2項の規定により、完了検査をすること。</p> <p>(547)～(562) (略)</p> <p>2 次に掲げる事務は、新発田、新潟、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p>(18)の2 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和2年法律第79号)第10条</p>	<p>(地域振興局長への委任)</p> <p>第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(129) (略)</p> <p>(130) 土地改良法第18条第18項(同法第84条において準用する場合を含む。)の規定による土地改良区役員の氏名及び住所の公告(設立当時の役員の就任に係るものを除く。)をすること。</p> <p>(131)～(134) (略)</p> <p>(135) 土地改良法第49条第1項(同法第84条において準用する場合を含む。)の規定による<u>土地改良区が行う災害復旧又は突発事故被害の復旧の</u>応急工事計画の認可をすること。</p> <p>(136)～(142) (略)</p> <p>(143)～(544) (略)</p> <p>(545) <u>特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第38条第1項の規定による完了又は廃止の届出を受理すること。</u></p> <p>(546) 特定都市河川浸水被害対策法第38条第2項の規定により、完了検査をすること。</p> <p>(547)～(562) (略)</p> <p>2 次に掲げる事務は、新発田、新潟、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p>(18)の2 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和2年法律第79号)第7条</p>

第1項から第3項までの規定により、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること（知事が指定したものを除く。）。

(18)の3 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第10条第4項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること（知事が指定したものを除く。）。

(18)の4 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第32条第1項の規定により、必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は職員に立入検査若しくは質問をさせること（知事が指定したものを除く。）。

(19)～(50) (略)

3 次に掲げる事務は、村上、新潟、長岡、南魚沼、上越、糸魚川及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)・(2) (略)

(3) 森林法第10条の3第1項の規定により、開発行為の中止を命じ、又は復旧に必要な行為をすべき旨を命ずること。

(3)の2 森林法第10条の3第2項の規定による公表を行うこと。

(3)の3 (略)

(3)の4 (略)

(3)の5 (略)

(4)～(61) (略)

4 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(136)の55 (略)

(136)の56 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第49条第1項の規定による障害者支援施設の休止又は廃止の届出を受理すること。

(136)の57 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第49条第2項の規定による障害者支援施設の名称等の変更（定員の変更を除く。）の報告を受理すること。

(136)の58～(230) (略)

5・6 (略)

7 削除

第1項又は第2項の規定により、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること（知事が指定したものを除く。）。

(18)の3 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第7条第3項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること（知事が指定したものを除く。）。

(18)の4 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第12条第1項の規定により、必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は職員に立入検査若しくは質問をさせること（知事が指定したものを除く。）。

(19)～(50) (略)

3 次に掲げる事務は、村上、新潟、長岡、南魚沼、上越、糸魚川及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)・(2) (略)

(3) 森林法第10条の3の規定により、開発行為の中止を命じ、又は復旧に必要な行為をすべき旨を命ずること。

(3)の2 (略)

(3)の3 (略)

(3)の4 (略)

(4)～(61) (略)

4 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(136)の55 (略)

(136)の56 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第43条の7第1項の規定による障害者支援施設の休止又は廃止の届出を受理すること。

(136)の57 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の7第2項の規定による障害者支援施設の名称等の変更（定員の変更を除く。）の報告を受理すること。

(136)の58～(230) (略)

5・6 (略)

7 次に掲げる事務は、長岡、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1) 旅券法（昭和26年法律第267号）第3条の規定による一般旅券発給申請書等の受理並びに申請者の身元及び現有旅券の確認をすること。

(2) 旅券法第8条第1項（同法第9条第3項及び第10条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、一般旅券を当該申請者に交付すること。

(3) 旅券法第9条第1項の規定による一般旅券渡航先追加申請書を受理すること。

8～12 (略)

(児童相談所長への委任)

第 7 条 次に掲げる事務は、児童相談所長に委任する。

(1)～(19) (略)

(20) 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号) 第32条の規定により、児童福祉法第30条第1項の規定による届出をした者に係る通知を行うこと。

(21)～(39) (略)

(保健所長への委任)

第 8 条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

(1)～(11) (略)

(12) 医療法第8条第1項の規定による診療所又は助産所の開設の届出を受理すること。

(12)の2 医療法第8条第2項の規定によるオンライン診療受診施設の設置の届出を受理すること。

(13) 医療法第8条の2第2項の規定による診療所、助産所又はオンライン診療受診施設の休止又は再開の届出を受理すること。

(13)の2 医療法第9条第1項の規定による診療所、助産所又はオンライン診療受診施設の廃止の届出を受理すること。

(14) 医療法第9条第2項の規定による診療所若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者の死亡又は失踪の届出を受理すること。

(15)～(20) (略)

(21) 医療法第25条第1項の規定により、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者若しくはオンライン診療受診施設の設置者に対し報告を命じ、又は当該職員に立入検査をさせること。

(21)の2 医療法第25条第2項の規定により、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者又はオンライン診療受診施設の設置者に対し、診療録等の提出を命ずること。

(22)～(24) (略)

(25) 医療法施行令(昭和23年政令第326号)第4条第1項の規定による病院、診療所又は助産所の開設者の住所等の変更の届出 (病院にあつて

(4) 旅券法第17条の規定による一般旅券の紛失等の届出の受理並びに届出者の身元及び一般旅券の紛失等の事実の確認をすること。

(5) 旅券法第19条第5項の規定により、返納された一般旅券を受領すること。

(6) 旅券法第19条第6項の規定により、返納を受けた一般旅券を還付すること。

8～12 (略)

(児童相談所長への委任)

第 7 条 次に掲げる事務は、児童相談所長に委任する。

(1)～(19) (略)

(20) 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号) 第33条の規定により、児童福祉法第30条第1項の規定による届出をした者に係る通知を行うこと。

(21)～(39) (略)

(保健所長への委任)

第 8 条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

(1)～(11) (略)

(12) 医療法第8条の規定による診療所又は助産所の開設の届出を受理すること。

(13) 医療法第8条の2第2項の規定による診療所又は助産所の休止又は再開の届出を受理すること。

(13)の2 医療法第9条第1項の規定による診療所又は助産所の廃止の届出を受理すること。

(14) 医療法第9条第2項の規定による診療所又は助産所の開設者の死亡又は失そうの届出を受理すること。

(15)～(20) (略)

(21) 医療法第25条第1項の規定により、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し報告を命じ、又は当該職員に立入検査をさせること。

(21)の2 医療法第25条第2項の規定により、病院、診療所又は助産所の開設者又は管理者に対し、診療録等の提出を命ずること。

(22)～(24) (略)

(25) 医療法施行令(昭和23年政令第326号)第4条第1項の規定による病院、診療所又は助産所の開設者の住所等の変更の届出を受理すること。

は、病床数の減少に係るものを除く。)を受理すること。	
(25)の2 (略)	(25)の2 (略)
(25)の3 <u>医療法施行令第4条第4項の規定による届出事項の変更の届出を受理すること。</u>	
(26)～(271) (略)	(26)～(271) (略)
2・3 (略)	2・3 (略)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条の3第1項第130号及び第135号、同条第4項第136号の56及び第136号の57、第7条第20号並びに第8条第1項第25号の改正は、公布の日から施行する。

新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第21号

新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則（昭和41年新潟県規則第82号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書の規定による主要な職員は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 病院局に勤務する職員で次の職にあるもの ア (略) イ 施設（新潟県病院局組織規程第4条に規定するものをいう。）の院長、副院長、 <u>センター長（診療所のセンター長に限る。）</u> 、事務長、参与及び参事（管理部以外の内部組織の参与及び参事を除く。）の職	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書の規定による主要な職員は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 病院局に勤務する職員で次の職にあるもの ア (略) イ 施設（新潟県病院局組織規程第4条に規定するものをいう。）の院長、副院長、事務長、参与及び参事（管理部以外の内部組織の参与及び参事を除く。）の職

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第22号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則（昭和41年新潟県規則第83号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項に規定する知事が定める職は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの（イに掲げる職にあつては、局本庁の副参事相当以上の職に限る。）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 病院の院長、副院長、専任セーフティマネージャー、事務長、事務長補佐、庶務課長、経営課長、医事企画員、栄養課長、<u>栄養課課長代理、診療部長、臨床部長、研究部長、情報調査部長、緩和ケアセンター長、がんゲノム医療センター長、科部長、中央放射線部長、中央内視鏡部長、中央手術部長、臨床検査部長、病理部長、がん予防総合センター長、診療放射線技師長、診療放射線副技師長、臨床検査技師長、臨床検査副技師長、リハビリテーション技師長、リハビリテーション副技師長、臨床工学技士長、薬剤部長、薬剤副部長、看護部長、看護副部長、看護師長、社会復帰部長、社会復帰副部長、救命救急センター長、救命救急センター副センター長、患者サポートセンター長、患者サポートセンター副センター長、循環器病センター長、内視鏡センター長、<u>脊椎外科センター長、教育研修センター長、教育研修センター副センター長、リウマチセンター長、リウマチセンター副センター長、参与、参事及び副参事</u></u></p> <p>ウ <u>診療所のセンター長、事務長、経営課長及び臨床検査技師長</u></p>	<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項に規定する知事が定める職は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの（イに掲げる職にあつては、局本庁の副参事相当以上の職に限る。）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 病院の院長、副院長、専任セーフティマネージャー、事務長、事務長補佐、庶務課長、経営課長、医事企画員、栄養課長、<u>栄養課課長代理、診療部長、臨床部長、研究部長、情報調査部長、緩和ケアセンター長、がんゲノム医療センター長、科部長、中央放射線部長、中央内視鏡部長、中央手術部長、臨床検査部長、病理部長、がん予防総合センター長、診療放射線技師長、診療放射線副技師長、臨床検査技師長、臨床検査副技師長、リハビリテーション技師長、リハビリテーション副技師長、臨床工学技士長、薬剤部長、薬剤副部長、看護部長、看護副部長、看護師長、社会復帰部長、社会復帰副部長、救命救急センター長、救命救急センター副センター長、患者サポートセンター長、患者サポートセンター副センター長、循環器病センター長、内視鏡センター長、<u>教育研修センター長、教育研修センター副センター長、リウマチセンター長、リウマチセンター副センター長、参与、参事及び副参事</u></u></p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。



◎新潟県訓令第5号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次の表のように改正し、令和8年4月1日から実施する。ただし、別表第4防災局防災企画課の部の改正及び交通政策局港湾整備課の部の改正並びに別表第5の改正並びに別表第6第3号の表佐渡地域振興局農林水産振興部農地庁舎次長の項の改正並びに別表第8の改正は公布の日から、別表第4総務部税務課の部の改正並びに別表第6第3号の表県税部副部長（村上収税担当、新潟庶務・課税担当、新潟収税担当、新津収税担当、三条収税担当、佐渡収税担当、柏崎収税担当、十日町収税担当及び糸魚川収税担当を除く。）の項の改正、県税部副部長（村上収税担当、新津収税担当、三条収税担当、佐渡収税担当、柏崎収税担当、十日町収税担当及び糸魚川収税担当に限る。）の項の改正、県税部副部長（新潟収税担当に限る。）の項の改正、県税部収税課長の項の改正、県税部村上収税課長、新津収税課長、三条収税課長、佐渡収税課長、柏崎収税課長、十日町収税課長及び糸魚川収税課長の項の改正及び新潟地域振興局県税部収税第2課長及び収税第3課長の項の改正（「の種別割」を削る部分に限る。）は新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和8年新潟県条例第8号）の施行の日から、別表第4福祉保健部健康づくり支援課の部の改正は医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から実施する。

令和8年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																
<p>別表第2（第4条関係） 部長共通専決事項 (1)～(16) (略)</p> <p>(17) (略) (18) (略) (19) (略)</p> <p>別表第4（第6条関係） (略) 総務部 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">税務課</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">部長専決事項</th> <th style="width: 50%;">課長専決事項</th> </tr> <tr> <td>(1) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第66条に規定する積雪による自動車税の特例税率を適用する定置場を</td> <td></td> </tr> </table>	税務課		部長専決事項	課長専決事項	(1) (略)	(略)	(2) 新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第66条に規定する積雪による自動車税の特例税率を適用する定置場を		<p>別表第2（第4条関係） 部長共通専決事項 (1)～(16) (略) <u>(17) 削除</u> <u>(18) 知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する事務のうち次に掲げる事務を処理すること。</u> <u>ア 公益信託の引受けの許可をすること。</u> <u>イ 公益信託の併合の許可をすること。</u> <u>ウ 吸収信託分割の許可をすること。</u> <u>エ 新規信託分割の許可をすること。</u> <u>オ 公益信託の終了の命令をすること。</u> <u>カ 公益信託の終了に伴う残余財産の処分の許可をすること。</u></p> <p>(19) (略) (20) (略) (21) (略)</p> <p>別表第4（第6条関係） (略) 総務部 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">税務課</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">部長専決事項</th> <th style="width: 50%;">課長専決事項</th> </tr> <tr> <td>(1) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第66条に規定する積雪による自動車税の種別割の特例税率を適用する</td> <td></td> </tr> </table>	税務課		部長専決事項	課長専決事項	(1) (略)	(略)	(2) 新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第66条に規定する積雪による自動車税の種別割の特例税率を適用する	
税務課																	
部長専決事項	課長専決事項																
(1) (略)	(略)																
(2) 新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第66条に規定する積雪による自動車税の特例税率を適用する定置場を																	
税務課																	
部長専決事項	課長専決事項																
(1) (略)	(略)																
(2) 新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第66条に規定する積雪による自動車税の種別割の特例税率を適用する																	

指定すること。	
(3)・(4) (略)	

(略)

(略)

防災局

防災企画課	
局長専決事項	課長専決事項
(1)・(2) (略)	(略)
(3) <u>災害救助法第8条第1項又は第2項の規定により、救助に関する業務に協力させること。</u>	
(4) <u>災害救助法第8条第3項の規定により、協力命令に従わなかつた旨を通知すること。</u>	
(5) (略)	
(6) (略)	
(7) (略)	

(略)

福祉保健部

(略)

健康づくり支援課	
部長専決事項	課長専決事項
	(1)～(6) (略)
	(7) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条第7項の規定により、養育医療機関を指定すること。
	(7)の2～(20) (略)

(略)

産業労働部

産業政策課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) <u>商工会法(昭和35年法律第89号)第53条(同法第58条第6項において準用する場合を含む。)の規定による商工会又は商工会連合会の清算人の選任をすること。</u>	中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第4条第1項の規定により、中小企業支援事業の実施に関する計画を定めること。
(2) (略)	
(3) (略)	
(4) (略)	

定置場を指定すること。	
(3)・(4) (略)	

(略)

(略)

防災局

防災企画課	
局長専決事項	課長専決事項
(1)・(2) (略)	(略)
(3) <u>災害救助法第8条の規定により、救助に関する業務に協力させること。</u>	
(4) (略)	
(5) (略)	
(6) (略)	

(略)

福祉保健部

(略)

健康づくり支援課	
部長専決事項	課長専決事項
	(1)～(6) (略)
	(7) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条第5項の規定により、養育医療機関を指定すること。
	(7)の2～(20) (略)

(略)

産業労働部

産業政策課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) (略)	
(2) (略)	
(3) (略)	

地域産業振興課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)・(2) (略)	(1)及び(2) 削除
	(3)～(15) (略)

(略)

(略)

農林水産部

(略)

食品・流通課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(6)の5 (略) (6)の6 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和2年法律第79号)第10条第1項から第3項までの規定により、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること(食品・流通課の所管事項に係るものに限り、地域振興局長に委任したものを除く。) (6)の7 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第10条第4項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること(食品・流通課の所管事項に係るものに限り、地域振興局長に委任したものを除く。)
	(7)～(20) (略)

(略)

水産課

部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(18) (略) (19) 特定水産動植物

地域産業振興課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)・(2) (略)	(1) 削除
(3) 商工会法(昭和35年法律第89号)第53条(同法第58条第6項において準用する場合を含む。)の規定による商工会又は商工会連合会の清算人の選任をすること。	(2) 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第4条第1項の規定により、中小企業支援事業の実施に関する計画を定めること。
	(3)～(15) (略)

(略)

(略)

農林水産部

(略)

食品・流通課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(6)の5 (略) (6)の6 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和2年法律第79号)第7条第1項又は第2項の規定により、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること(地域振興局長に委任したものを除く。) (6)の7 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第7条第3項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること(地域振興局長に委任したものを除く。)
	(7)～(20) (略)

(略)

水産課

部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(18) (略)

	<p><u>等の国内流通の適正化等に関する法律第10条第1項から第3項までの規定により、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること（水産課の所管事項に係るものに限る。）。</u></p> <p>(20) <u>特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第10条第4項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること（水産課の所管事項に係るものに限る。）。</u></p> <p>(21) <u>特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第32条第1項の規定により、必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は職員に、工場等に立ち入り、物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。</u></p> <p>(22) (略)</p> <p>(23) (略)</p>		<p>(19) (略)</p> <p>(20) (略)</p>												
(略)		(略)													
<table border="1"> <tr> <th colspan="2" data-bbox="178 1366 798 1400">治山課</th> </tr> <tr> <th data-bbox="178 1400 502 1444">部長専決事項</th> <th data-bbox="502 1400 798 1444">課長専決事項</th> </tr> <tr> <td data-bbox="178 1444 502 2042">(略)</td> <td data-bbox="502 1444 798 2042"> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>森林法第10条の3第1項の規定により、開発行為の中止を命じ、又は復旧に必要な行為をすべき旨を命ずること（地域振興局長に委任したものを除く。）。</u></p> <p>(5)の2 <u>森林法第10条の3第2項の規定により、命令に従わなかつた旨等を公表すること（地域振興局長に委任したものを除く。）。</u></p> </td> </tr> </table>		治山課		部長専決事項	課長専決事項	(略)	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>森林法第10条の3第1項の規定により、開発行為の中止を命じ、又は復旧に必要な行為をすべき旨を命ずること（地域振興局長に委任したものを除く。）。</u></p> <p>(5)の2 <u>森林法第10条の3第2項の規定により、命令に従わなかつた旨等を公表すること（地域振興局長に委任したものを除く。）。</u></p>	<table border="1"> <tr> <th colspan="2" data-bbox="798 1366 1412 1400">治山課</th> </tr> <tr> <th data-bbox="798 1400 1117 1444">部長専決事項</th> <th data-bbox="1117 1400 1412 1444">課長専決事項</th> </tr> <tr> <td data-bbox="798 1444 1117 2042">(略)</td> <td data-bbox="1117 1444 1412 2042"> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>森林法第10条の3の規定により、開発行為の中止を命じ、又は復旧に必要な行為をすべき旨を命ずること（地域振興局長に委任したものを除く。）。</u></p> </td> </tr> </table>		治山課		部長専決事項	課長専決事項	(略)	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>森林法第10条の3の規定により、開発行為の中止を命じ、又は復旧に必要な行為をすべき旨を命ずること（地域振興局長に委任したものを除く。）。</u></p>
治山課															
部長専決事項	課長専決事項														
(略)	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>森林法第10条の3第1項の規定により、開発行為の中止を命じ、又は復旧に必要な行為をすべき旨を命ずること（地域振興局長に委任したものを除く。）。</u></p> <p>(5)の2 <u>森林法第10条の3第2項の規定により、命令に従わなかつた旨等を公表すること（地域振興局長に委任したものを除く。）。</u></p>														
治山課															
部長専決事項	課長専決事項														
(略)	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>森林法第10条の3の規定により、開発行為の中止を命じ、又は復旧に必要な行為をすべき旨を命ずること（地域振興局長に委任したものを除く。）。</u></p>														

		(6)～(22) (略)			(6)～(22) (略)
(略)			(略)		
土木部			土木部		
(略)			(略)		
建築住宅課			建築住宅課		
部長専決事項	課長専決事項		部長専決事項	課長専決事項	
(1)～(14) (略)	(1)～(12)の4 (略)		(1)～(14) (略)	(1)～(12)の4 (略)	
(15) <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u> (平成14年法律第78号) 第98条第5項及び第6項の規定により、総会等の招集及び理事等の解任投票の代行をすること。	(12)の5 <u>マンションの管理の適正化の推進に関する法律</u> (平成12年法律第149号) 第5条の2第1項の規定により、管理組合の管理者等に対し、必要な助言及び指導をすること。		(15) <u>マンションの建て替え等の円滑化に関する法律</u> (平成14年法律第78号) 第98条第5項及び第6項の規定により、総会等の招集及び理事等の解任投票の代行をすること。		
(16) <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u> 第161条第5項及び第6項の規定により、総会等の招集及び理事等の解任投票の代行をすること。	(12)の6 <u>マンションの管理の適正化の推進に関する法律</u> 第5条の2第3項の規定により、管理組合の管理者等に対し、特別の知識経験を有する者のあつせんその他の必要な措置を講ずること。				
(17) <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u> 第163条の53第5項及び第6項の規定により、総会等の招集及び理事等の解任投票の代行をすること。	(13) 高齢者の居住の安定確保に関する法律第66条の規定により、認可事業者に対し、必要な助言及び指導をすること。				(13) 高齢者の居住の安定確保に関する法律第65条の規定により、認可事業者に対し、必要な助言及び指導をすること。
(18) <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u> 第214条第5項及び第6項の規定により、総会等の招集及び理事等の解任投票の代行をすること。	(13)の2 <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u> 第4条の2第1項の規定により、マンションの区分所有者に対し、必要な助言及び指導をすること。				
	(13)の3 <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u> 第4条の2第3項の規定により、マンションの区分所有者に対し、特別の知識経験を有する者のあつせんその他の必要な措置を講ずること。				

(14) マンションの再生等の円滑化に関する法律第11条第1項 (同法第34条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、事業計画の縦覧を関係町村の長に命ずること。

(15) マンションの再生等の円滑化に関する法律第11条第3項 (同法第34条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、意見書を審査し、事業計画の修正を命ずること。

(16) マンションの再生等の円滑化に関する法律第97条第1項の規定により、組合等に対し、報告等を求め、又は勧告等を行うこと。

(17) マンションの再生等の円滑化に関する法律第97条第2項の規定により、組合等に対し、必要な措置を命ずること。

(18) マンションの再生等の円滑化に関する法律第99条第1項の規定により、個人施行者に対し、必要な措置を命ずること。

(18)の2 マンションの再生等の円滑化に関する法律第160条第1項の規定により、組合に対し、報告等を求め、又は勧告等を行うこと。

(18)の3 マンションの再生等の円滑化に関する法律第160条第2項の規定により、組合に対し、必要な措置を命ずること。

(14) マンションの建替え等の円滑化に関する法律第11条第1項 (同法第34条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、事業計画の縦覧を関係町村の長に命ずること。

(15) マンションの建替え等の円滑化に関する法律第11条第3項 (同法第34条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、意見書を審査し、事業計画の修正を命ずること。

(16) マンションの建替え等の円滑化に関する法律第97条第1項の規定により、組合等に対し、報告等を求め、又は勧告等を行うこと。

(17) マンションの建替え等の円滑化に関する法律第97条第2項の規定により、組合等に対し、必要な措置を命ずること。

(18) マンションの建替え等の円滑化に関する法律第99条第1項の規定により、個人施行者に対し、必要な措置を命ずること。

と。

(18)の4 マンション

の再生等の円滑化に
関する法律第163条
の52第1項の規定に
より、組合に対し、
報告等を求め、又は
勧告等をする。

(18)の5 マンション

の再生等の円滑化に
関する法律第163条
の52第2項の規定に
より、組合に対し、
必要な措置を命ずる
こと。

(18)の6 マンション

の再生等の円滑化に
関する法律第163条
の58第1項の規定に
より、要除却等認定
マンションの区分所
有者に対し、必要な
指導及び助言をする
こと。

(18)の7 マンション

の再生等の円滑化に
関する法律第170条
第1項（同法第183
条第2項において準
用する場合を含む。）
の規定により、事業
計画の縦覧を関係町
村の長に命ずるこ
と。

(18)の8 マンション

の再生等の円滑化に
関する法律第170条
第3項（同法第183
条第2項において準
用する場合を含む。）
の規定により、意見
書を審査し、事業計
画の修正を命ずるこ
と。

(18)の9 マンション

の再生等の円滑化に
関する法律第213条
第1項の規定によ
り、組合に対し、報
告等を求め、又は勧
告等をする。

	(18)の10 <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律第213条第2項の規定により、組合に対し、必要な措置を命ずること。</u> (19)～(44) (略)
--	--

交通政策局
(略)

港湾整備課	
局長専決事項	課長専決事項
(略)	(1) 港湾法(昭和25年法律第218号) <u>第55条の3第1項又は第2項の規定により、非常災害時における土地の一時使用をすること。</u> (2)～(9) (略)

(略)

別表第5 (第14条の2関係)
(略)

佐渡地域振興局農林水産振興部副部長
(水産振興担当) 専決事項

- (1)～(5)の10 (略)
- (5)の11 水産業協同組合法第86条の10の規定による組織変更の届出を受理すること。
- (5)の12～(23) (略)

別表第6 (第15条関係)

- (1) (略)
- (2) 地域機関(地域振興局を除く。)の次長、課長等の共通専決事項

専決権限を有する者	専決事項
(略)	
地域機関の課長、室長及びセンター長(工業技術総合研究所技術統括センター長及び農業総合研究所の室長を除き、東京事務所の総括)	(略)

	(19)～(44) (略)
--	---------------

交通政策局
(略)

港湾整備課	
局長専決事項	課長専決事項
(略)	(1) 港湾法(昭和25年法律第218号) <u>第55条の3</u> の規定により、非常災害時における土地の一時使用をすること。 (2)～(9) (略)

(略)

別表第5 (第14条の2関係)
(略)

佐渡地域振興局農林水産振興部副部長
(水産振興担当) 専決事項

- (1)～(5)の10 (略)
- (5)の11 水産業協同組合法第86条の9の規定による組織変更の届出を受理すること。
- (5)の12～(23) (略)

別表第6 (第15条関係)

- (1) (略)
- (2) 地域機関(地域振興局を除く。)の次長、課長等の共通専決事項

専決権限を有する者	専決事項
(略)	
地域機関の課長、室長及びセンター長(農業総合研究所の室長を除き、東京事務所の総括所長代理及び農業総合研究所研究センターの)	(略)

所長代理及び農業総合研究所研究センターの課長を含む。)		課長を含む。)	
(略)		(略)	
(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項		(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項	
専決権限を有する者	専決事項	専決権限を有する者	専決事項
新発田地域振興局県税部長	(略)	長岡及び上越の各地域振興局の企画振興部長	新潟県事務委任規則第3条の3第7項に規定する事項
(略)		(略)	
県税部 副部長 (村上収税担当、新潟庶務・課税担当、新潟収税担当、新津収税担当、三条収税担当、佐渡収税担当、柏崎収税担当、十日町収税担当及び糸魚川収税担当を除く。)	(1) (略) (2) 直税関係 ア～ソ (略) タ 新潟県県税条例第64条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の課税免除をすること。 チ 新潟県県税条例第67条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の不均一課税をすること。 ツ 新潟県県税条例第72条第1項、第73条第1項、第74条第1項及び第74条の2第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の減免をすること。 テ～フ (略) (3)・(4) (略)	県税部 副部長 (村上収税担当、新潟庶務・課税担当、新潟収税担当、新津収税担当、三条収税担当、佐渡収税担当、柏崎収税担当、十日町収税担当及び糸魚川収税担当を除く。)	(1) (略) (2) 直税関係 ア～ソ (略) タ 新潟県県税条例第64条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の種別割の課税免除をすること。 チ 新潟県県税条例第67条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の種別割の不均一課税をすること。 ツ 新潟県県税条例第72条第1項、第73条第1項、第74条第1項及び第74条の2第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の種別割の減免をすること。 テ～フ (略) (3)・(4) (略)
県税部 副部長 (村上収税担当、新津収税担当、三条収税担当、佐渡収税担	(1) (略) (2) 直税関係 ア 新潟県県税条例第64条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の課税免除をすること。 イ 新潟県県税条例第67条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の不均一課税を	県税部 副部長 (村上収税担当、新津収税担当、三条収税担当、佐渡収税担	(1) (略) (2) 直税関係 ア 新潟県県税条例第64条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の種別割の課税免除をすること。 イ 新潟県県税条例第67条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の種別割の不均

当、柏崎 収税担当、十日 町収税担当及び糸 魚川収税 担当に限 る。)	すること。 ウ 新潟県県税条例第72条第1 項、第73条第1項、第74条第 1項及び第74条の2第1項の 規定により、普通徴収に係る 自動車税の減免をすること。 (3)・(4) (略)	当、柏崎 収税担当、十日 町収税担当及び糸 魚川収税 担当に限 る。)	一課税をすること。 ウ 新潟県県税条例第72条第1 項、第73条第1項、第74条第 1項及び第74条の2第1項の 規定により、普通徴収に係る 自動車税の種別割の減免をす ること。 (3)・(4) (略)
(略)		(略)	
県税部 副部長 (新潟収 税担当に 限る。)	(1) 直税関係 ア 新潟県県税条例第64条第1 項の規定により、普通徴収に 係る自動車税の課税免除をす ること。 イ 新潟県県税条例第67条第1 項の規定により、普通徴収に 係る自動車税の不均一課税を すること。 ウ 新潟県県税条例第72条第1 項、第73条第1項、第74条第 1項及び第74条の2第1項の 規定により、普通徴収に係る 自動車税の減免をすること。 (2) (略)	県税部 副部長 (新潟収 税担当に 限る。)	(1) 直税関係 ア 新潟県県税条例第64条第1 項の規定により、普通徴収に 係る自動車税の種別割の課税 免除をすること。 イ 新潟県県税条例第67条第1 項の規定により、普通徴収に 係る自動車税の種別割の不均 一課税をすること。 ウ 新潟県県税条例第72条第1 項、第73条第1項、第74条第 1項及び第74条の2第1項の 規定により、普通徴収に係る 自動車税の種別割の減免をす ること。 (2) (略)
(略)		(略)	
県税部 収税課長	(1)・(2) (略) (3) 自動車税の納税通知書を再発 付すること。 (4)～(10) (略) (11) 新潟県県税条例第71条の規 定により、自動車税に関する報 告書の提出を求めること。	県税部 収税課長	(1)・(2) (略) (3) 自動車税の種別割の納税通知 書を再発付すること。 (4)～(10) (略) (11) 新潟県県税条例第71条の規 定により、自動車税の種別割に 関する報告書の提出を求めるこ と。
県税部 村上収税 課長、新 津収税課 長、三条 収税課 長、佐渡 収税課 長、柏崎 収税課 長、十日 町収税課 長及び糸 魚川収税 課長	(1)・(2) (略) (3) 自動車税の納税通知書を再発 付すること。 (4)～(10) (略) (11) 新潟県県税条例第71条の規 定により、自動車税に関する報 告書の提出を求めること。 (12)～(18) (略)	県税部 村上収税 課長、新 津収税課 長、三条 収税課 長、佐渡 収税課 長、柏崎 収税課 長、十日 町収税課 長及び糸 魚川収税 課長	(1)・(2) (略) (3) 自動車税の種別割の納税通知 書を再発付すること。 (4)～(10) (略) (11) 新潟県県税条例第71条の規 定により、自動車税の種別割に 関する報告書の提出を求めるこ と。 (12)～(18) (略)
新潟地域振	(1) (略)	新潟地域振	(1) (略)

<p>興局県税部 収税第 1 課長及び 収税第 2 課長</p>	<p>(2) <u>地方税法第11条第2項の規定により、納付又は納入の催告書を発すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>国税徴収法第74条の規定により、組合員等の持分等の払戻の請求をすること。</u></p> <p>(5) <u>国税徴収法第130条第1項の規定により、債権現在額申立書を提出し、又は債権現在額申立書の提出を受けること。</u></p> <p>(6) <u>民事執行法第49条第2項の規定による債権の存否等の届出を行うこと。</u></p> <p>(7) <u>新潟県県税条例第16条の規定による徴収の引継ぎをし、又は他の地域振興局長からの徴収の引継ぎを受けること。</u></p> <p>(8) <u>新潟県県税条例第71条の規定により、自動車税に関する報告書の提出を求めること。</u></p>	<p>興局県税部 収税第 1 課長</p>	<p>(2) <u>県税に係る過誤納金等を還付し、又は充当すること。</u></p> <p>(3) <u>自動車税の種別割の納税通知書を再発付すること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>地方税法第20条の10の規定により、納税証明書を交付すること。</u></p>
<p>新潟地域振興局県税部 収税第 3 課長</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>県税に係る過誤納金等を還付し、又は充当すること。</u></p> <p>(3) <u>自動車税の納税通知書を再発付すること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>地方税法第20条の10の規定により、納税証明書を交付すること。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) <u>新潟県県税条例第71条の規定により、自動車税に関する報告書の提出を求めること。</u></p>	<p>新潟地域振興局県税部 収税第 2 課長及び 収税第 3 課長</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>新潟県県税条例第71条の規定により、自動車税の種別割に関する報告書の提出を求めること。</u></p>
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
<p>佐渡地域振興局農林水産振興部 農地庁舎 次長</p>	<p>土地改良法第18条第19項（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区役員の氏名及び住所の公告（設立当時の役員の就任に係るものを除く。）をすること。</p>	<p>佐渡地域振興局農林水産振興部 農地庁舎 次長</p>	<p>土地改良法第18条第18項（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区役員の氏名及び住所の公告（設立当時の役員の就任に係るものを除く。）をすること。</p>

(略)	
佐渡地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第562号まで並びに第4項第134号、第135号及び第137号から第230号までに規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、副部長(港湾空港担当)、次長、用地・行政課長、維持管理課長及び業務・空港用地課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)
(略)	

(4) (略)

別表第8 (第16条関係)

- (1) (略)
- (2) 地域機関(地域振興局を除く。)の代決の順序

区分	代決の順序
(略)	
はまぐみ小児療育センター	(1) 所長の権限の代決 ア 所長が不在のときは、管理部に関する事項については事務長、診療部に関する事項については診療部長、看護部に関する事項については看護部長 イ・ウ (略) エ <u>所長及び診療部長がともに不在のときは、診療部に関する事項については所長があらかじめ指定した職員</u> (2) (略)
(略)	

(略)	
佐渡地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第562号まで、第4項第134号、第135号及び第137号から第230号まで並びに第7項に規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、副部長(港湾空港担当)、次長、用地・行政課長、維持管理課長及び業務・空港用地課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)
(略)	

(4) (略)

別表第8 (第16条関係)

- (1) (略)
- (2) 地域機関(地域振興局を除く。)の代決の順序

区分	代決の順序
(略)	
はまぐみ小児療育センター	(1) 所長の権限の代決 ア 所長が不在のときは、管理部に関する事項については事務長、診療部に関する事項については <u>主務課長(医長を含む。)</u> 、看護部に関する事項については看護部長 イ・ウ (略) (2) (略)
(略)	

◎新潟県訓令第6号

本 庁
地 域 機 関

新潟県現場事務所等設置規程（昭和36年4月新潟県訓令第12号）の一部を次の表のように改正し、令和8年4月1日から実施する。

令和8年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。	新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。
(1) 本庁関係のもの	(1) 本庁関係のもの
名 称 位 置	名 称 位 置
(略)	(略)
(略)	<u>農林水産部水産課水 村上市田端町6番25号</u>
(略)	<u>産業普及指導員村上</u>
(略)	<u>駐在所</u>
(2) (略)	(略)
(2) (略)	(2) (略)